

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1）週休2日

1週間当たり休日を2日確保し、現場を閉所することを基本とするが、本要領においては、4週6休、4週7休、4週8休も含むものとする。ただし、年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）は、この対象としない。

（2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（3）実施期間

工期（契約の翌日から工期末まで）の期間とする。

（試行対象工事）

第3条 対象工事は、北九州市が発注する当初設計金額が100,000千円以上の港湾および漁港漁場工事で、以下に該当する工事は対象外とする。

（1）災害復旧工事

（2）供用開始時期など工期末や現場条件に制約がある工事

（3）その他の理由により、週休2日による施工の実施に適さない工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、受注者希望型とする。契約後、受注者の希望により週休2日試行工事を実施することができる。

（試行の流れ）

第5条 発注から竣工までの流れは以下のとおりとする。

（1）発注者は、試行対象工事を発注する場合、週休2日を考慮した工期設定を行うとともに、設計書に「週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）特記仕様書」を添付する。

（2）受注者は、受注後速やかに「週休2日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。

（3）受注者は、「週休2日試行工事」を希望する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「計画工程表」として添付するものとする。

なお、協議の結果、「週休2日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

（4）受注者は、発注者が休日取得の確認ができるよう、「休日取得計画・実績表」（様式1）を用いて前月中に計画を提出するとともに、翌月1週間以内の実績を提出するものとする。

なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、前後14日以内に振替を確保するものとする。

また、現場閉所予定日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業等のため少数の出勤者が生じた場合は、「休日取得計画・実績表」（様式1）に当該出勤者の氏名、出勤日、振替日（前後14日以内）を記載するものとする。

- (5) 休日や作業日を変更する場合は、原則として前日までに発注者に申し出るものとする。
- (6) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載例)

<p>週休2日試行工事</p> <p>この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：北九州市〇〇局</p> <p>受注者：〇〇〇〇</p>

- (7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(現場閉所率の確認方法)

第6条 現場閉所率は、以下により求めることとする。

現場閉所率 = 現場閉所日（年末年始・夏季休暇を除く） / 工期（年末年始・夏季休暇を除く）

(労務単価の補正)

第7条 労務単価の補正は、4週8休以上を達成した場合に、以下に示す補正係数を乗じて、最終変更設計時に割り増し補正を行うものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後4週8休に満たないもの、および工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率が8日/28日以上）

労務費1.05（港湾5職種は除く）

(工事成績評定)

第8条 発注者は、週休2日の達成状況（4週6休以上）に応じて、工事成績評定により加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価しないものとする。

- 2 当初設計金額が100,000千円未満の工事であっても、受注者が希望し、第5条(2)～(6)を実施した工事については、加点評価するものとする。

(その他)

第9条 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとし、検査日までに技術監理局技術管理課へメールすることとする。

- 2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。